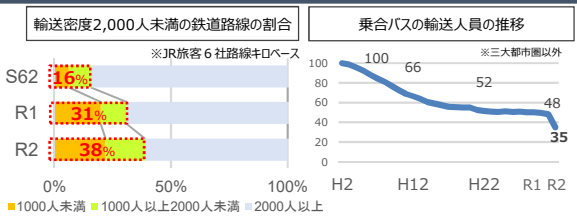


国土交通省「地域交通法の一部改正等に関する説明資料（令和5年5月17日）」より抜粋

背景・必要性

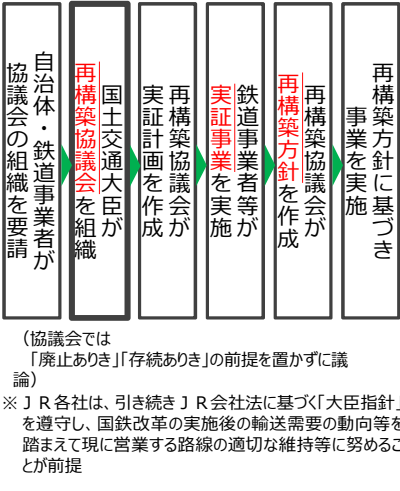
- 人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、コロナ禍の直撃により、地域交通を取り巻く状況は年々悪化。
- 特に一部のローカル鉄道は、大量輸送機関としての特性が十分に発揮できない状況。

あらゆる交通モードにおける**地域の関係者の連携・協働**＝「**共創**」を通じ、**利便性・持続可能性・生産性**が向上するよう、地域公共交通ネットワークを**再構築**＝「**リ・デザイン**」することが必要。



法改正の概要

- 地域の関係者の連携と協働の促進**【地域公共交通活性化再生法】
 - ・目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「**地域の関係者**」の「**連携と協働**」を追加し、国の努力義務として、**関係者相互間の連携と協働の促進**を追加。
 - ・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、**地域公共交通計画への記載**に努める事項として追加。
- ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充**【地域公共交通活性化再生法】
 - ・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「**再構築協議会**」を創設（協議会の開催、調査・実証事業等に対して国が支援。）。
 - ・また、協議会において①鉄道輸送の維持・高度化②バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が調ったときは**再構築方針を作成**。国は協議が調うよう積極的に関与。
 - ・再構築方針等に基づいて実施する「**鉄道事業再構築事業**」を**拡充**し、路線の特性に応じて鉄道輸送の高度化を実現。
 - ・国は、大臣認定を受けた同事業によるインフラ整備に取り組む自治体について、社会資本整備総合交付金等により支援。<予算>



バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充

【地域公共交通活性化再生法】

- 「地域公共交通利便増進事業」の拡充**
 - ・自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「**エリア一括協定運行事業**」を創設。
 - ・新規参入の申請については、エリア一括協定運行事業の計画維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されるおそれがないか審査。
 - ・国は、**複数年の支援総額を事前明示**するとともに、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。<予算>
- 「道路運送高度化事業」の拡充**
 - ・**AIオンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の交通DX・GXを推進**する事業を創設。
 - ・国は、インフラ・車両整備に対する社会資本整備総合交付金を含め、予算面で支援（上下分離も可能）。<予算・財投・税制>



- 鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設**【鉄道事業法・道路運送法】
 - 地域の関係者間の協議が調ったとき**は、国土交通大臣への**届出**による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。
 - （※乗合バスについては、平成18年より協議運賃制度を導入済。）

【目標・効果】：再構築協議会における協議や地域の関係者との連携・協働を通じ、地域交通を再構築（KPI） 地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数：67件（2022年10月時点）⇒300件（2027年度）

ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設 〔地域公共交通活性化再生法〕

背景・必要性

- 人口減少やマイカーへの転移、都市構造やライフスタイルの変化など、ローカル鉄道を取り巻く環境は大きく変化。
- 民間事業者任せにしては、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通の在り方を議論する必要。

概要

- 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定区間）について、国土交通大臣に「**再構築協議会**」の組織を要請。
- 国土交通大臣は、関係地方公共団体に意見を聴取し必要と認める場合、再構築協議会を組織。

【ローカル鉄道の再構築のフロー】

地方公共団体が組織する法定協議会

構成員：地方公共団体、鉄道事業者等

※鉄道事業者からの要請制度を創設

国が組織する**再構築協議会**

（地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき組織）

構成員：国、地方公共団体、鉄道事業者等

実証事業を通じて実効性を検証

地域公共交通計画の決定

再構築方針の決定

①「鉄道の維持・高度化」→鉄道事業再構築事業（※）

②「バス等への転換」→地域公共交通利便増進事業

※ 現行は赤字会社を対象としているが、黒字会社の線区も対象となるよう拡充

地域公共交通の再構築を実現

（新設）

【合意形成に向けた国の支援】

- 協議会開催、調査事業・実証事業について、「地域公共交通再構築調査事業」（新設）により国が支援

【合意実現に向けた国の支援】

- 社会資本整備総合交付金に基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設し、国が支援
- 規制・運用の緩和・見直し
・協議運賃制度の導入
・技術・安全規制の見直し 等